

FIT2014(第13回情報科学技術フォーラム)イベント企画  
「時空間を制限したプライバシー情報保護活用のための  
社会基盤の構築に向けて」  
(2014年9月4日 筑波大学筑波キャンパス)

## 政府・自治体における 個人データの「時効」とアーカイブ

Prescription for personal data security in  
relation to archives at central and local  
governments

天理大学(人間学部総合教育研究センター) 古賀 崇

Email: [tkoga@tenri-u.ac.jp](mailto:tkoga@tenri-u.ac.jp)

Web: [http://researchmap.jp/T\\_Koga\\_Govinfo](http://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo)

# 古賀からの問題提起

- 公文書館(公的アーカイブ)における「時の経過」(≒「時効」)の考え方
  - 作成時 → アクセス ×
  - 一定期間経過後 → アクセス ○
- ↓
- 「公文書」を超えて、(ビッグ／オープンな)データにどれほど適用できるか？

# 「時の経過」の一例

- 公文書管理法（2009年制定、2011年施行）  
第16条（国立公文書館に保存される「特定歴史公文書等」の利用請求とその取り扱い）
  - 「特定の個人を識別することができる情報」等が記録された公文書は、利用を制限できる
  - ただしこれに該当するかどうかの判断につき、「行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過」の考慮が求められる
- 「30年原則」：国際アーカイブズ評議会（ICA）での決議・勧告（1968年）
  - 文書の作成から公開までの国際的な目安

独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づき利用請求に対する処分に係る審査基準

(平成23年4月1日館長決定);

(別添参考)30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について(1/2;強調は古賀)

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	<b>50年</b>	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録

(別添参考)(2/2)

<p>重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの</p>	<p>80年</p>	<p>イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)</p>
<p>重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又は<u>その遺族</u>の権利利益を害するおそれがあると認められるもの</p>	<p>110年 を超える適切な年</p>	<p>イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態</p>

# 政府・自治体の情報の変容

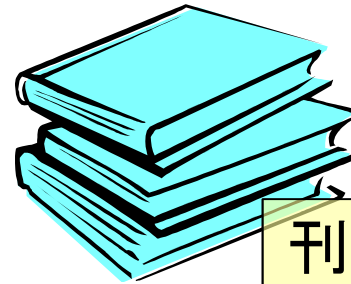
政府・自治体



加工  
編集



公文書

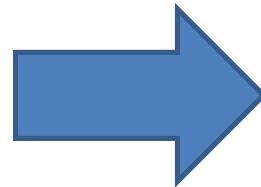


刊行物



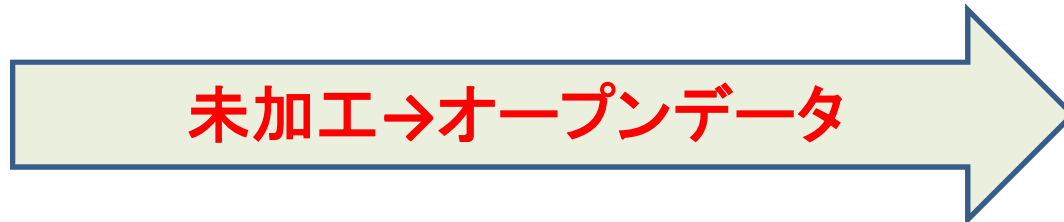
ウェブ  
(刊行物的)

生データ  
(統計、選挙、  
予算、地理、科学  
など)



公開・アクセス

未加工→オープンデータ



# 「忘れられる権利」をめぐって

- 国際アーカイブズ評議会 (ICA) 2013年次会合 (於・ブリュッセル) より: 「忘れられる権利」(EU データ保護規則案) への疑問が相次ぐ
  - 「個人の不利益情報を削除するのではなく、アーカイビングするという選択肢はなかったか」(ベルギー)
  - 「プライバシーを保護するために個人名を削除することは、記録の内容が変わることを意味する。それによって、法的救済を阻まれる人も出てくるだろう。そのことに対する社会的責任を誰が負うのか」(フランス)

Cf. 中山貴子. ICA年次会合: 「説明責任、透明性、情報へのアクセス」参加報告. アーカイブズ(国立公文書館). 2014, no. 52, p. 5-13.

<http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/052.html>

## 要点は...

- 「忘れられる権利」

vs.

- 「なかつたことにしない」  
(一定期間の秘匿はあり得るとしても)



# 付論：情報と「時効」

- 「時の経過」がもたらす「情報等の性質・価値の変容」
  - 個人データ(個人情報)保護にとどまらず、知的財産権、一般の所有(財産)権にも及ぶ
  - 例：「更新が止まってしまったデジタルアーカイブ」を、どこかが引き取って改良する(例：国立国会図書館の公開システムに組み込む)ことはできるか？

# ありがとうございました＆ ご批評よろしくお願ひ致します

- 本講演は下記による成果の一部です。
  - 平成25・26年度科学研究費助成事業 若手研究 (B)「オープン・ガバメント時代の政府情報アクセス制度・政策と図書館・文書館等の役割」(課題番号25730191、研究代表者:古賀 崇)

